萩原　佳	蒼青会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	八、六、二五
細田　健一	21世紀政策研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	一、八、三、一五
松浦　武志	特別会計を改革する会	公職の種類	大阪府議会議員	七、一二、三一
森屋　隆	地域再生・活性化研究会	主たる事務所の所在地	東京都あきる野市三内二三〇―一八	八、一、一
盛山　正仁	隆盛会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	八、二、一七
			大阪府茨木市春日二―二―一七	一
			新潟県燕市殿島二―七〇九一―二	八、三、一五
			東京都千代田区永田町二―一―	一
			東京都千代田区永田町二―一―	八、一、一
			東京都目黒区青葉台二―一二―	八、二、一七

○総務省告示第三百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年十月一日

総務大臣　藤井比早之

(一) 法第十九条第三項第一号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山本和嘉子	遼扇会	(令和)七、一二、三一
(二) 法第十九条第三項第二号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡下　昌平	岡下政経研究会	(令和)八、二、二八
小川　雅幸	小川まさゆき後援会	七、一二、三一
櫻井　崇	桜井崇後援会	八、五、一四
鈴木　眞志	鈴木しんじと共に政治を変える会	六、一一、二四
髙橋　浩司	東北円卓会議	八、六、三〇
花岡　蔚	花岡しげるを国会に送る会	七、一二、三一
柳ヶ瀬裕文	やながせ裕文後援会	七、一二、三一
鰐淵　洋子	洋幸会	八、五、三一

○文部科学省告示第百十五号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第五条の二の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月一日

文部科学大臣　関　芳弘

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示の一部を改正する告示

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示（平成二十五年文部科学省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の文部科学大臣が指定する組織は、次のとおりとする。	スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の文部科学大臣が指定する組織は、次のとおりとする。
一　フィンランドに主たる事務所が所在する団体である　Suomen Palloliitto	一　ドイツ連邦共和国に主たる事務所が所在する団体である　DFL Deutsche Fußball Liga GmbH
二　ドイツ連邦共和国に主たる事務所が所在する団体である　Bundesliga-Gruppe GmbH	［号を加える。］
三　アイスランドに主たる事務所が所在する団体である　Knattspyrnusamband Íslands	［号を加える。］
四　アイルランドに主たる事務所が所在する団体である　Football Association of Ireland	二　［同上］
五　［略］	三　［同上］
六　［略］	［号を加える。］
七　スウェーデンに主たる事務所が所在する団体である　Svenska Fotbollförbundet	四～十　［同上］
八～十四　［略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。